

資料6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料5参照。）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	PEC <sub>Tier1</sub>	PEC <sub>Tier2</sub>	
ピリダクロメチル	0.2			0.000024		0.000024
メトブロムロン	0.012			0.000036		0.000036
メフェントリフルコナゾール	0.093			0.000016		0.000016

2. 基準値設定後の対応

ピリダクロメチル、メトブロムロン及びメフェントリフルコナゾールについては水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できた。

従って、ピリダクロメチル、メトブロムロン及びメフェントリフルコナゾールについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。